

大阪府提案： 中小企業庁

項目	道府県の説明	各府省庁の見解
<p>全国の中で「なぜそこか」について地域特性と機関のミッションとの関連(他県民からも理解されるものかの観点)</p>	<p>① 大阪府は中小企業数で全国第2位であるとともに、特に、ものづくりを支える製造業事業所数では全国1位。産業別従業員数構成比や製造品出荷額等の特化係数から見て、他地域と比較して、幅広い業種、多様な産業がバランスよく集積していると言える。</p> <p>② また、大阪市における民営事業所の立地密度は851事業所/km2で人口200万人以上の都市の中で最も高く(東京都区部802事業所/km2)、併せて従業員1-4人事業所の割合は57%(東京都区部55%)、個人企業の割合は38%(東京都区部30%)で、ともに最も高いことから、全国的に小零細企業の集積が最も厚いと言える。</p> <p>③ さらに、製造品出荷額の6割以上を中小規模事業所が占めており、全国で最も高い割合となっている。</p> <p>④ 全国レベルの中小企業施策を企画立案する際には、より厳しい地方の中小企業・小規模事業者の実情を把握することが重要であり、中小規模事業者への依存度の高い大阪はその立地地域として最適である。</p>	<p>① 中小企業庁は、全国視点で政策を企画・立案。全国一の数の中小企業・小規模事業者が立地する東京都から、様々な厳しい課題を抱える地方部に至るまで、全国の中小企業・小規模事業者の実情を踏まえた政策の企画・立案が必要。 (※御指摘の製造業事業所数については、東京都が全国1位(総務省・経済産業省「平成24年経済センサスー活動調査」))</p> <p>② このため、国会をはじめ、他府省庁、近畿等各経済産業局、中小企業関係機関(日本商工会議所、全国商工会連合会等の中小企業関係機関)や支援機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等)と日々密接に連携することが不可欠。これらの業務を行うことは、東京に立地していなければ極めて困難であり、移転した場合、デメリットが非常に大きい。</p>
<p>東京から移転しそこで政策の企画立案をすることによる国全体にとってのメリット・デメリット(現在及び将来の政策への付加価値・影響等の観点)</p>	<p>① 中小企業は、我が国の産業を支える根幹であり、事業の承継をはじめ現代の中小企業が抱える課題に適切に向き合わなければ、将来の社会経済に大きな影響を与えることになる。</p> <p>② 地域の中小企業が抱える多様な課題を、解決へ向けて少しでも前進させるためには、何よりも現場の状況を的確に把握しておくことが重要。担当庁が、東京にあるままで、本当に地域が直面している厳しい現状を把握できるのか疑問。</p> <p>③ 中央省庁に加え、多くの大企業や研究機関等が立地しており、ひと・もの・資金等あらゆる資源が集中している東京が、全国各地域の中小企業が抱える課題を代表しているとはとても言えないのではないか。一極集中により効率化が極度に進んだ東京にありながら、全国の地域課題の解決を図ろうとするところに、一極集中の最大のデメリットがあると考えられる。</p> <p>④ 地域の中小企業の課題を真に把握するために、関連政策の司令塔となる拠点を地域に置いて、視点を変えることが求められている。一方で、中小企業の一定の集積がない地域や、集積の業種に偏りがある地域へ拠点を置くことも適切ではないと考える。</p> <p>⑤ これら両方の面から、全国の中小企業のための政策の企画立案を行う拠点を設置するにおいて、大阪が最も適地と言えると考えている。</p>	<p>【中小企業庁の具体的な業務の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国会関連業務(年間約600問の国会答弁作成、年間約1,200件の国会議員からのレク・資料要求、党会合・議連への出席等) ・他府省庁との調整・連携(法令改正や予算要求等における内閣法制局や財務省との調整、施策の企画・立案における総務省、厚労省、農水省等他府省庁との連携・調整) ・中小企業関係機関(日本商工会議所、全国商工会連合会等の中小企業関係機関)や支援機関(日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等)との調整・連携 ・災害対応(災害が発生した場合、相談窓口等初動措置、被災状況の把握、激甚災害指定、非常災害対策本部等所要の対応のため、至急官邸・本省・本庁に参集する必要がある(首都直下型地震等が発生した場合は徒歩参集)) <p>③ なお、地域の事業者の声を施策に反映するため、各地域毎に経済産業局を配置しており、近畿経済産業局には関東経済産業局に次ぐ78名の中小企業政策担当者を配置。全国の中小企業の実情を政策に反映させる体制は既に確保されており、移転による新たな具体的メリットは考えにくい。</p>
<p>政策執行面における効率性(機関の機能の維持・向上可能性、組織・費用の肥大化の抑制等の観点)</p>	<p>① 東京にある関係機関等との調整については、情報通信機器の活用や東京への分室の設置などにより対応が可能ではないか。</p> <p>② また、府省見解では「出先機関の人員配置をもって施策の実施に支障がない」とのご意見であるが、本府の提案は、大阪において中小企業振興策を企画立案することが我が国全体の中小企業にとってメリットがあるという視点に立ったものである。</p>	<p>① 中小企業庁の業務において、可能な限りメールや携帯電話等を活用しているが、上記の業務の大宗は面談、会議が不可欠なもの。また、至急の呼び出しや早朝・深夜の面談・会議は日常茶飯事であり、出張では対応できない。</p> <p>② したがって、現在中小企業庁が東京都で担っている役割・機能を果たすためには、現行の体制が必要不可欠であり、分室等の設置で対応できるものではない。</p> <p>③ 地方の事業者の声を、各地域の経済産業局等が収集し、中小企業庁で集約の上、東京都に所在する各機関との調整・連携を図りながら施策を企画・立案するという形が、行政運営の効率性が高いと考える。</p>
<p>その他</p>	<p>○ 国と地方の基本的な役割分担を踏まえつつ、下記に関することをはじめ、受け入れに際し必要となる支援等については可能な限り協力していく。 【施設の確保等】 移転先施設の所有者等に紹介(但し、入居条件については管理者と要調整) (誘致予定地) アジア太平洋トレードセンター</p>	<p>① 大阪府に移転した場合、相当程度の東京への出張旅費が必要。また、現行と同等規模の人員を東京都に配置する必要あり。</p> <p>② さらに、誘致予定地に移転した場合は、従前発生していなかった賃料が発生。</p> <p>③ このとおり、移転費用だけでなく、これらの財政負担が追加で発生する見込み。</p>